

交付申請から助成金が支払われるまで

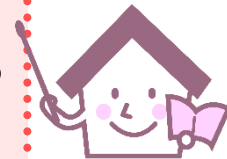
① 施工業者の決定後、見積書が発行された段階で申請書を提出

工事着工中、終了工事は対象外となります。必ず工事着手前に申請をお願いします。

必要書類

- 魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金申請書
→ 商工会議所にて配布、同会議所HPからダウンロード可
- 見積書の写し
→ 施工業者が作成し、工事個所と工事内容がわかるもの
→ 施工業者の事業所名・住所・電話番号の記載があり、かつ社印の押印があるもの
- 撮影日入りの現況写真（住宅全体の外観写真と工事を行う個所）

提出方法
窓口へ持参



【注意!】リフォーム施工業者について 下記2つの条件のうち、どちらかに該当する必要があります。

- ・海老名商工会議所の会員業者
- ・海老名市リフォーム取扱事業者一覧に掲載のある業者
(海老名商工会議所および海老名市役所住宅まちづくり課(庁舎4階)で配布、またはHPからダウンロード可能)

【注意!】申請時に施工前の写真、工事完了後の実績報告時に施工中及び施工後の写真を提出して頂きます。

- ・施工したことが明らかにわかるよう同じアングルで施工個所全体を撮影してください。(複数枚でも可)
- ・外壁や樋工事の場合は、すべての面(箇所)の確認ができるよう撮影してください。
- ・撮影は、申請者または施工業者、どちらでも構いません。

【注意!】受付期間終了後、申請条件を満たすかどうか、海老名商工会議所にて書類審査をいたします。

- ・追加で確認が必要な場合、申請条件に満たない場合は、海老名商工会議所からご連絡いたします。
- ・申請がこちらで設定した予算上限に達した場合は、抽選となります。

② 審査通過・交付決定

審査通過後、「助成金交付決定通知書」を郵送し、その受け取りをもって交付決定となります。交付決定を受ける前に着工した場合、助成対象外となりますのでご注意ください。

- ※「助成金交付決定通知書」には、工事完了後のご提出書類一式が同封されております。
- ※「助成金交付決定通知書」は、助成金のお受け取りが完了するまで大切に保管してください。

③ 工事の着工 ※令和5年3月10日(金)までに実績報告ができるよう着工してください。

工事個所の追加、取り止めにより工事金額に変更が生じる場合は、工事着工前に「変更・中止届」を提出してください。

- ※工事途中に急遽変更が生じた場合も必ずご連絡ください。
- ※工事が中止となった場合も届け出の提出をお願いします。
- ※後の工事完了報告の際に、施工途中・完成時の写真(撮影日入り)がそれぞれ必要となります。

④工事完了報告 工事代金支払い後、速やかにご提出ください

※最終提出期限:令和5年3月10日(金)

海老名商工会議所に下記書類をご持参ください。

必要書類

実績報告書

- 「助成金交付決定通知書」郵送時に同封します。
- 助成金交付申請時と同一の印で押印してください。

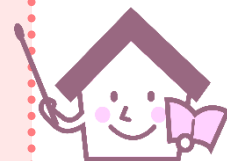
領収書の写し(施工業者が発行し、消費税額を明記したもの)

撮影日入りの現況写真(「施工中」と「施工後」のリフォーム箇所がわかるもの)

申請時に申告をした納税状況について、納税の証明ができるもの

- (領収書、引き落とし口座の通帳の写し、等)
- 該当するもの全ての証明が必要です。(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

提出方法
窓口へ持参



上記書類審査後、助成額が確定しましたら、「助成金確定通知書」および「請求書」を郵送します。

⑤請求書の提出

助成金の振込先口座等を記入し、提出してください。

必要書類

請求書

- 申請者本人名義の口座に限ります。
- 助成金交付申請時と同一の印で押印してください。

提出方法
窓口へ持参
または郵送



請求書の受領後、速やかにお振込みします。

⑥助成金の支払い

入金の確認は通帳記入にてお願いします。

※審査の都合上、交付決定にお時間を頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。